

令和2年7月30日
埼玉県教職員課

夏季休業中に自宅勤務を行う場合の諸手当に関する留意点について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、夏季休業中に自宅勤務を行うこととなった場合の諸手当に関する留意点をまとめましたので、参考にしてください。

1 通勤手当

出張等（出張、休暇、欠勤その他の事由）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができません。自宅勤務を行い、所属する学校に登校しない日については「出張等」（その他の事由）に含まれますので御留意ください。

<返納額について>

この場合の通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く）の返納については、通常、当該通勤しないこととなる月の前月の末日で定期券の払戻しをしたものとして得られる額を返納することになります。

2 夜間学級担当手当

<各級ごとの定額（月額で支給するもの）>

月の1日から末日までの間において、引き続き16日以上、出張等（出張、研修、勤務しなかった場合（週休日・休日も含む。））に該当する場合は支給できません。自宅勤務を行った日については、自宅での勤務となることから「出張等」には該当しないこととなります。

<夜間勤務の実績により支給される額（日額で支給するもの）>

正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が夜間（午後7時後翌日の午前6時30分前）において行われる業務に従事した場合に支給します。自宅勤務を行う日の正規の勤務時間が夜間を含む場合には、支給対象となります。

3 教育業務連絡指導手当（主任手当）

教育業務連絡指導手当は、原則「所属する学校に登校しない日」については支給できません。自宅勤務を行い、所属する学校に登校しない日についても同様となります。